令和８年度　女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：垂水市　　令和８年７月31日公表

Ⅰ　職員の男女の給与の額の差異

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	89.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	94.7%
全職員	72.0%

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
本庁部局長・次長相当職	－
本庁課長相当職	96.4%
本庁課長補佐相当職	96.2%
本庁係長相当職	90.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	134.0%
３１～３５年	94.4%
２６～３０年	－
２１～２５年	90.0%
１６～２０年	93.6%
１１～１５年	94.6%
６～１０年	99.6%
１～５年	97.9%

【説明欄】

・扶養手当及び児童手当は世帯主となっている男性に支給する場合が多く、このことが男性の平均給与を引き上げる要因の１つとなっている。なお、扶養手当の受給者に占める男性の割合は令和８年３月時点で95.7％である。 ・⑵勤続年数別の「36年以上」が100%を超える要因としては、60歳超の役職定年者に男性職員が多いことにある。 ・⑵勤続年数別の「26～30年」は、対象となる女性職員がいないため、差異が算出されない。

Ⅱ　管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和８年度
管理的地位にある職員	10.5%

【説明欄】

・一般行政職（消防職を除く。）の割合

Ⅲ　各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和８年度
本庁部局長・次長相当職	ー
本庁課長相当職	10.5%
本庁課長補佐相当職	15.8%
本庁係長相当職	28.6%

【説明欄】

・R8.4.1現在の一般行政職（消防職を除く。技術職・専門職を含む。）の割合 ・本市は「本庁部局長・次長相当職」の区分はなし。 ・【各区分の伸び率（対前年度）】 本庁課長相当職　△5.3％、本庁課長補佐相当職　△3.1％、本庁係長相当職　8.6％

Ⅳ　男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

１．男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和７年度
男性	55.6%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和７年度
男性	－
女性	－

２．男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
１週間未満	0.0%	0.0%	－	－
１週間以上２週間未満	0.0%	0.0%	－	－
２週間以上１月以下	80.0%	0.0%	－	－
１月超３月以下	0.0%	33.3%	－	－
３月超６月以下	20.0%	0.0%	－	－
６月超９月以下	0.0%	0.0%	－	－
９月超12月以下	0.0%	0.0%	－	－
12月超24月以下	0.0%	66.7%	－	－
24月超	0.0%	0.0%	－	－

【説明欄】

・R7は会計年度任用職員の育児休業対象者はなし。
・区分は、「地方公共団体の勤務条件等に関する調査」と同様の取扱い。

Ⅴ　職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和７年度
内部部局等	5.0時間／月
内部部局等以外	3.4時間／月

【説明欄】

・「地方公共団体の勤務条件等に関する調査」と同様の取扱い。
・「内部部局等以外」は水道事業・国保事業・介護保険事業に所蔵する職員。

Ⅵ　採用した職員に占める女性職員の割合

区分	令和８年度
一般行政職	37.5%
消防職	0.0%

【説明欄】

・一般行政職は、採用職員８名中、女性３名・男性５名
・消防職は、採用職員４名中、女性０名・男性４名

Ⅶ　職員の年次休暇等の取得日数の状況

区分	令和７年
平均取得日数	11.0日
取得日数が５日未満の職員の割合	22.2%

【説明欄】

・第４期垂水市特定事業主行動計画における年次休暇の取得日数の目標値：７日